

公益社団法人朝日町シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人朝日町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を富山県下新川郡朝日町平柳688番地に置く。

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就労又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かしたその他の多様な社会活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために当該就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（富山県知事から高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けたものに限る。）を希望する高齢者への、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) センターの業務に関し普及、啓発活動及び業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な業務を行うこと。
- (6) 会員及び賛助会員の交流と融和を図り、広く町民との情報共有や憩の場として「ふれあいサロン」の運営及び公益目的利用の便宜をはかるため施設の貸与を行う。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、富山県において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 センターの会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 朝日町に居住する、原則として60歳以上の者で、センターの目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 センターに功労があった者又は学識経験者で、センターの事業運営に必要と認めて理事長が推薦し、理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 朝日町に住所又は事務所を有する個人又は団体で、センターの目的に賛同し、事業に協力するために入会した者

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会承認について、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、理事長においてこれを専決処分することができる。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 次条の規定により退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく会費又は賛助会費を1年以上納入しないとき。
- (4) 第10条の規定により除名されたとき。

(任意退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合においては、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はこれに基づく諸規程に違反したとき。

- (2) センターの名誉をき損し、又は第3条の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、理事又は事務局長若しくは職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行決定に参画する。

- 2 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局長並びに職員に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 役員は、第12条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任した場合又は任期満了の場合においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなくてはならない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(解任)

- 第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

- 第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用弁償に関する規程による。

(役員の責任の免除)

- 第19条 センターは、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議により、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総会

(種類)

- 第20条 総会は、一般社団・財団法人法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給基準
- (3) 役員の損害賠償責任の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

- (6) 会費及び賛助会員の会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款

に定める事項

(開催)

第23条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項、その他必要である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員総数の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、正会員として加わることはできない。

(書面議決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録記名人2人以上が前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定。
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項。
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認。
- (4) 前各号に定めるものほか、センターの業務執行の決定。
- (5) 理事の職務の執行の監督。
- (6) 理事長及び副理事長並びに専務理事の選任及び解職。

(開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求がであったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前まえに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 顧問

(顧問)

第40条 センターに顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 事務局

(設置等)

第41条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得るものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第42条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める規程によるものとする。

(情報公開)

第43条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第44条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第8章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第45条 センターの資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第46条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 センターの事業計画書及びこれに伴う収支予算書等は、事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及びこれに伴う収支予算書等は、直近の総会に報告するものとする。

3 第1項の事業計画書及びこれに伴う収支予算書等は、毎事業年度の開始日の前日までに、富山県知事に提出しなければならない。

4 第1項の書類は、センターの主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 センターの事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3か月以内に富山県知事に提出しなければならない。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）

第49条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

（公益目的取得財産残余の算定）

第50条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第48条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（剰余金の分配）

第51条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第52条 この定款は、第54条の規定を除き、総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、富山県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく富山県知事に届け出なければならない。
(解散)

第53条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残余の贈与)

第54条 センターが公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1か月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは富山県、朝日町又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第55条 センターが解散等により清算するときにある残余財産は、総会の決議を経て、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは富山県、朝日町又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 雜則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の代表理事は魚津寛、業務執行理事は水島大治とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款は平成25年5月31日から施行する。ただし、第4条第1項第2号について
は平成26年4月1日から施行する。

2 第4条第1項第6号については富山県知事の認定があった日から施行する。

附 則

この定款の変更は平成30年6月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は令和3年5月31日から施工する。